

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく  
ゆりかご成育相談センター運営規程  
(特定相談支援・障害児相談支援)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人英集会（以下「事業者」という。）が設置するゆりかご成育相談センター（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ゆりかご成育相談センター  
(2) 所在地 岐阜県岐阜市椿洞1104番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、指定通所支援事業所管理者兼務）

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 3名

(常勤職員・専従3名)

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- (ア) アセスメントを実施すること。

この運営規程は原本と相違ないことを証明します。

令和元年7月11日

社会福祉法人英集会  
理事長 福富 悌